

議案第4号

南大東村社会福祉協議会、定款細則の一部改正について

以下のとおり定款細則の一部を改正する。(※改正後の朱書き部分が改正)

改 正 前	改 正 後
<p>(業務の専決)</p> <p>第15条 定款第27条第1項の規定に基づき、会長が専決することができる本会の日常の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)略</p> <p>{</p> <p>(13)略</p>	<p>(業務の専決)</p> <p>第15条 定款第27条第1項の規定に基づき、会長が専決することができる本会の日常の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)略</p> <p>{</p> <p>(13)略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会長において理事会及び評議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、補正予算の編成について専決処分することができる。この場合において、会長は、次の理事会及び評議員会において、それぞれ定款で定める条項に基づき当該専決処分の承認を受けなければならない。</p> <p>附則 この細則は令和3年7月1日から施行する。</p>